

防衛省職員による米国への長期出張について

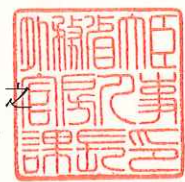
外北米保第1号

防官秘第2321号

防経装第2452号

平成27年2月26日

外務省大臣官房人事課長 四方 敬之



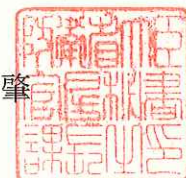
外務省北米局北米第一課長 石 月 英 雄



外務省北米局
日米安全保障条約課長 河 邊 賢 裕



防衛省大臣官房秘書課長 青 柳 肇



防衛省経理装備局
装 備 政 策 課 長 堀 地 徹



外務省
印

防衛省職員による有償援助（以下「FMS」という。）調達に係る調整業務等又は一般輸入調達に係る価格調査等を目的として実施されている米国への長期出張に関し、外務省と防衛省は、下記のとおり合意する。

記

- 1 本件防衛省職員による米国への長期出張は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく我が国によるFMSによる装備品等及び役務の調達に係る調整業務等又は装備品等及び役務の一般輸入調達における価格調査等の実施を目的とするものであり、当該出張目的に係る業務のみに従事する。
- 2 本件職員は、出張先において、同人が日本国政府又は防衛省を一般的に代表するかのごとき誤解を与えるような行動（例えば、日本国政府又は防衛省代表を示唆する看板を掲げた事務所を設営すること、当該出張者が日本国内において使用する公の名称以外の公の名称を使用すること等）をとらない。
- 3 本文書は、平成25年8月15日付け文書（外北米保第10328号、防官秘第11133号及び防経装第11130号）を代替する。本文書の成立時点で前記文書に基づき外務事務官に兼任されているFMS調達に係る調整業務等に係る防衛省職員については、速やかに本文書に基づき対応するための手続をとる。

